平成２１年（フ）第２４９５号
京都市右京区太秦開日町２番地３　メゾンＴＭＩ301号
破産者　西村　寿子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
兵庫県篠山市大山下483番地２
破産者　園田　幸伸
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
兵庫県丹波市春日町東中1106番地１
破産者　岸部みね子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２２２５号
広島市西区鈴が峰町29番４―605号
破産者　大崎惠美子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５号
山口市徳地小古祖793番地
破産者　松岡美也子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２号
愛媛県八幡浜市保内町宮内４番耕地73番地１、申立時の住所愛媛県八幡浜市保内町川之石３番耕地10番地
破産者　米田　修二
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３８３号
熊本市南高江１丁目11番90号
破産者　林田　一男
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８８号
熊本市南高江１丁目11番90号
破産者　林田佳代子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７８号
熊本市植木町宮原145番地２
破産者　堀江　且子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第５６号
島根県江津市川平町南川上181番地７
破産者　坂根土建株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２１号
島根県浜田市弥栄町稲代60番地
破産者　串﨑　敬和
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第４０２号
徳島市津田本町２丁目３番51号
破産者　福山海運有限会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４７号
徳島市川内町金岡16番地の１
破産者　有限会社文化堂印刷所
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５９８号
北九州市小倉北区香春口１丁目13番１号　北九州中央病院内、住民票上の住所北九州市門司区上藤松１丁目18番20号
破産者　亡清水キヨ子相続財産
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１１５９号
仙台市青葉区堤通雨宮町２番34号
破産者　株式会社東北建築設計監理事務所
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
新潟市中央区紫竹山２丁目４番43号　渡辺ビルＢ棟２Ｆ
破産者　株式会社三共堂
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６号
長野市西和田１丁目２番９号
破産者　有限会社エムアンドエム
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１００９号
愛知県海部郡七宝町大字安松２丁目116番地
破産者　有限会社三立商会
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６１号
愛知県西春日井郡春日町大字落合字落合312番地
破産者　有限会社昭栄商事
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部